

令和4年/2022

6/23

広報おうめ

《臨時号》

参議院議員選挙

毎月1日・15日発行
青梅市役所秘書広報課
〒198-8701
青梅市東青梅1-11-1
☎0428-22-1111
✉0428-22-3508

発行・編集



7月10日(日) 投票時間 午前7時~午後8時

◆開票は午後9時から住友金属鉱山アリーナ青梅(総合体育館)で行います。



参議院議員選挙

詳細 市ホームページ HP <https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/60/> 参照
問い合わせ 市選挙管理委員会 ☎ 22-1111



投票できる方は

登録されている方は、前住地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

選挙公報の配布

定国外派遣組織に属する選挙人や南極地域観測隊の隊員等も現地で不在者投票ができます。

このほかに、PKO等特選挙管理委員会では、有権者の皆さんが安心して投票できるよう、感染症拡大予防対策に取り組んだうえで、選挙を実施します。期日前投票所でも同様に対策を行います。皆さんも自身の予防対策をしたうえで、投票をお願いします。

ご協力ください。

入場整理券は忘れずに

7月8日(金)までに各家庭にお届けします。また、投票所の入場整理券は、郵送します。投票日に

次ページの選挙公報補完場所にも設置します。

候補者情報提供の補完措置として、「選挙のお知らせ」点字版・音声データ版の貸し出しを行います。詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

平成16年7月11日以前に生まれ、今年の3月21日以前から住民基本台帳に登載され、引き続き青梅市に住んでいる方です。(選挙人名簿に登録されている方)

なお、今年の2月23日以降に青梅市外に住所を移した方で、新住所地の選挙人名簿に登録されない方は、転出前に青梅市に3か月以上住民登録があり、かつ転出後4か月以内であれば、青梅市で投票できます。

万円、入場整理券を紛失したり、破いてしまった場合でも投票はできます。また、期日前投票をする際に入場整理券が未着の場合も投票できます。投票所でそのことを係員にお申し出ください。

18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上その方の住所を管轄する領事館の管轄区域内に住んでいる方は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会の在外選挙人名簿に登録されていると、国政選挙に投票することができます。

△投票所にアルコール消毒液を設置
△投票管理者・立会人、投票所の職員はマスクを着用
△投票所の定期的な換気
△記載台等の定期的な消毒
△使い捨ての鉛筆を用意
△有権者の皆さんが安心して投票できるよう、感染症拡大予防対策に取り組んだうえで、選挙を実施します。期日前投票所では、皆さんが自身の予防対策をしたうえで、投票をお願いします。
△鉛筆(シャープペンシル)を持参し、記入で投票をお願いします。
△周りの方との距離確保をお願いします。
△セキエチケット、来場前後の手洗いや消毒にご協力ください。
△新型コロナウイルス感染症により、宿泊・自宅療養等をしている方で一定の要件に該当する方は、特例郵便等投票ができるます。

転居の時は元の住所地の投票所で

6月8日以後、市内で住所を移した方は、元の住所地の投票所で投票することになりますのでご注意ください。

△18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上その方の住所を管轄する領事館の管轄区域内に住んでいる方は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会の在外選挙人名簿に登録されていると、国政選挙に投票することができます。

△新型コロナウイルス感染症対策
△有権者の皆さんに
お願いする感染症対策
△セキエチケット、来場前後の手洗いや消毒にご協力ください。
△鉛筆(シャープペンシル)を持参し、記入で投票をお願いします。
△周りの方との距離確保をお願いします。
△セキエチケット、来場前後の手洗いや消毒にご協力ください。
△新型コロナウイルス感染症により、宿泊・自宅療養等をしている方で一定の要件に該当する方は、特例郵便等投票ができるます。

市内に転入した方

3月22日以後に青梅市に転入した方は、元の住所地の投票所で投票することになりますのでご注意ください。

△18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上その方の住所を管轄する領事館の管轄区域内に住んでいる方は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会の在外選挙人名簿に登録されていると、国政選挙に投票することができます。

△新型コロナウイルス感染症対策
△有権者の皆さんに
お願いする感染症対策
△セキエチケット、来場前後の手洗いや消毒にご協力ください。
△鉛筆(シャープペンシル)を持参し、記入で投票をお願いします。
△周りの方との距離確保をお願いします。
△セキエチケット、来場前後の手洗いや消毒にご協力ください。
△新型コロナウイルス感染症により、宿泊・自宅療養等をしている方で一定の要件に該当する方は、特例郵便等投票ができるます。

当日投票できない方は期日前・不在者投票を

期日前・不在者投票ができる方

請求書(宣誓書)に必要事項を記入し、入場整理券を期日前投票所にお持ちください

△新型コロナウイルス感染症対策
△有権者の皆さんに
お願いする感染症対策
△セキエチケット、来場前後の手洗いや消毒にご協力ください。
△鉛筆(シャープペンシル)を持参し、記入で投票をお願いします。
△周りの方との距離確保をお願いします。
△セキエチケット、来場前後の手洗いや消毒にご協力ください。
△新型コロナウイルス感染症により、宿泊・自宅療養等をしている方で一定の要件に該当する方は、特例郵便等投票ができるます。

目が不自由な方は

△指定の投票用紙を用いないもの(メモや付箋を貼つたもの等)

△投票所には、目が不自由な方が点字で投票できるよう、点字盤があります。係員にお申し出ください。

字が書けない方は

△病気やケガなどで字が書けない方は、投票所で係員にお申し出ください。決められた手続きに従い、投票

△新型コロナウイルス感染症対策
△有権者の皆さんに
お願いする感染症対策
△セキエチケット、来場前後の手洗いや消毒にご協力ください。
△鉛筆(シャープペンシル)を持参し、記入で投票をお願いします。
△周りの方との距離確保をお願いします。
△セキエチケット、来場前後の手洗いや消毒にご協力ください。
△新型コロナウイルス感染症により、宿泊・自宅療養等をしている方で一定の要件に該当する方は、特例郵便等投票ができるます。

不在者投票をする方は、入

△不在者投票をする方は、入

△新型コロナウイルス感染症対策
△有権者の皆さんに
お願いする感染症対策
△セキエチケット、来場前後の手洗いや消毒にご協力ください。
△鉛筆(シャープペンシル)を持参し、記入で投票をお願いします。
△周りの方との距離確保をお願いします。
△セキエチケット、来場前後の手洗いや消毒にご協力ください。
△新型コロナウイルス感染症により、宿泊・自宅療養等をしている方で一定の要件に該当する方は、特例郵便等投票ができるます。

前住所地の選挙人名簿に登録されれば、前住所地の投票所で投票することができます。

△前住所地の選挙人名簿に登録されれば、前住所地の投票所で投票することができます。

△新型コロナウイルス感染症対策
△有権者の皆さんに
お願いする感染症対策
△セキエチケット、来場前後の手洗いや消毒にご協力ください。
△鉛筆(シャープペンシル)を持参し、記入で投票をお願いします。
△周りの方との距離確保をお願いします。
△セキエチケット、来場前後の手洗いや消毒にご協力ください。
△新型コロナウイルス感染症により、宿泊・自宅療養等をしている方で一定の要件に該当する方は、特例郵便等投票ができるます。

投票期間・場所

期間 6月23日(木)～7月9日(土)
場所 青梅市役所期日前投票所

△新型コロナウイルス感染症対策
△有権者の皆さんに
お願いする感染症対策
△セキエチケット、来場前後の手洗いや消毒にご協力ください。
△鉛筆(シャープペンシル)を持参し、記入で投票をお願いします。
△周りの方との距離確保をお願いします。
△セキエチケット、来場前後の手洗いや消毒にご協力ください。
△新型コロナウイルス感染症により、宿泊・自宅療養等をしている方で一定の要件に該当する方は、特例郵便等投票ができるます。

河辺駅期日前投票所

期間 7月5日(火)～9日(土)
場所 中央図書館多目的室(河辺タウンビルB2)

△新型コロナウイルス感染症対策
△有権者の皆さんに
お願いする感染症対策
△セキエチケット、来場前後の手洗いや消毒にご協力ください。
△鉛筆(シャープペンシル)を持参し、記入で投票をお願いします。
△周りの方との距離確保をお願いします。
△セキエチケット、来場前後の手洗いや消毒にご協力ください。
△新型コロナウイルス感染症により、宿泊・自宅療養等をしている方で一定の要件に該当する方は、特例郵便等投票ができるます。

選挙公報の配布

△選挙公報の配布

△新型コロナウイルス感染症対策
△有権者の皆さんに
お願いする感染症対策
△セキエチケット、来場前後の手洗いや消毒にご協力ください。
△鉛筆(シャープペンシル)を持参し、記入で投票をお願いします。
△周りの方との距離確保をお願いします。
△セキエチケット、来場前後の手洗いや消毒にご協力ください。
△新型コロナウイルス感染症により、宿泊・自宅療養等をしている方で一定の要件に該当する方は、特例郵便等投票ができるます。

投票所一覧

あなたの投票する投票所は、入場整理券に記載されています。入場整理券を確かめてお出かけください。

投票区・投票所		区域
1	天ヶ瀬体育館	森下町、裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町の全域
2	第一小学校体育館	住江町、本町、仲町、上町、西分町1～3丁目の全域
3	市役所	勝沼1～3丁目、東青梅1～4丁目の全域
4	大門市民センタ一体育館	野上町1・2丁目、大門1・2丁目、塩船、谷野、木野下1・2丁目、今寺1～3丁目の全域
5	新町市民センタ一体育館	新町2丁目の一部(1～16)、新町3・4丁目の全域
6	今井市民センタ一体育館	今井1・2・4・5丁目(2420を除く)の全域
7	千ヶ瀬町自治会館	千ヶ瀬町1～6丁目の全域
8	河辺小学校体育館	河辺町1～6丁目の全域
9	友田町自治会館	友田町1～5丁目の全域
10	長淵市民センタ一体育館	長淵1～9丁目の全域
11	駒木町会館	駒木町1～3丁目の全域
12	日向和田2丁目自治会館	日向和田1～3丁目の全域
13	畠中公会堂	畠中1～3丁目の全域
14	梅郷市民センタ一体育館	和田町1・2丁目、梅郷1～6丁目の全域
15	柚木生産森林組合事務所	柚木町1～3丁目の全域
16	第六小学校	二俣尾1～4丁目の全域
17	二俣尾5丁目第2自治会館	二俣尾5丁目の全域
18	沢井市民センター	沢井1～3丁目の全域
19	御岳会館	御岳本町、御岳1・2丁目の全域
20	御岳山ふれあいセンター	御岳山の全域
21	富岡1丁目自治会館	富岡1～3丁目の全域
22	小曾木市民センタ一体育館	小曾木1～5丁目の全域
23	黒沢2丁目第1自治会館	黒沢1～3丁目の全域
24	成木2丁目公会堂	成木1・2丁目の全域、成木3丁目の一部(1～369、390～417、1684～1905)
25	成木市民センター	成木3丁目の一部(370～389、418～516)、成木4～6、8丁目の全域
26	成木7丁目自治会館	成木7丁目の全域
27	第四小学校体育館	東青梅6丁目、根ヶ布1・2丁目、吹上の全域
28	新町7・8・9丁目自治会館	新町7～9丁目、末広町1・2丁目の全域、今井5丁目の一部(2420)
29	霞台小学校体育館	野上町3丁目、大門3丁目の全域、新町1丁目の一部(21～45)
30	若草小学校体育館	新町1丁目の一部(1～20)、河辺町7・8丁目の全域
31	東青梅市民センタ一体育館	東青梅5丁目、師岡町1～4丁目の全域
32	藤橋小学校体育館	藤橋1～3丁目、今井3丁目の全域
33	新町小学校体育館	新町2丁目の一部(17～40)、新町5・6丁目、今寺4・5丁目の全域
34	河辺北会館	野上町4丁目、河辺町9・10丁目の全域

選挙公報補完場所一覧

※補完場所は下記の玄関、門、入り口などです。

投票区	補完場所	投票区	補完場所	投票区	補完場所	投票区	補完場所	投票区	補完場所
1	森下児童遊園	6	今井市民センター			23	黒沢1丁目第2自治会館 黒沢2丁目第1自治会館	28	新町7・8・9丁目自治会館 末広会館
2	ネツツたまごセンター 西分町公会堂分館	7	第二中学校 千ヶ瀬町自治会館	14	和田町会館 梅郷市民センター			29	霞台第2住宅管理人室前 霞台小学校
3	市役所 市立総合病院	8	河辺町南自治会館 河辺小学校 河辺市民センター	15	よしの保育園	24	成木1丁目公会堂 成木2丁目公会堂 成木3丁目公会堂	30	新町西保育園
4	大門市民センター 塩船自治会公会堂 木野下会館	9	友田町自治会館 友田小学校	18	沢井市民センター	25	成木小学校 成木市民センター 成木4丁目自治会館 成木8丁目自治会館	31	東青梅市民センター 霞台中学校
5	新町第2自治会館 新町クリニック 新町市民センター	10	市営長淵第4住宅 長淵市民センター	19	御岳会館	26	成木7丁目自治会館	32	八雲会館
6	原今井自治会館	11	駒木町会館	21	富岡1丁目自治会館	27	東青梅6丁目自治会館 吹上自治会館	33	新町中学校
		13	畠中公会堂	22	小曾木市民センター 小曾木4丁目自治会館			34	霞台第1住宅管理人室前

参議院議員選挙の投票は

「東京都選出と比例代表選出の2種類」

参議院議員選挙は、東京都選出(選挙区選出)と、都選出の2つの選舉に例代表選出の2つの選舉によつて議員を選びます。

候補者氏名を書いてください。

青梅太郎

青梅花子

○○党

選挙区選出は、都道府県を1つの単位(一部合区あり)として、全国で74人の議員を選びます。そのうち、東京都選挙区からは6人の議員を選びます。

比例代表選出は、全國統一で、各政党の得票数に応じて50人の議員を選びます。各政党の中では、特定枠の候補者を優先し、その他候補者は個人の得票数に応じて選出します。

比例代表選出議員選挙は、候補者氏名または政黨名のいずれかを書いてください。



①受付、名簿対照を済ませ
②投票用紙が合わせて2枚になります。投票の順序は次のとおりです。

③投票用紙に候補者氏名を書いて投票箱へ入れてください。
④次の投票用紙交付係に入場整理券を渡し、比例代表選出議員選挙の投票用紙(白色)を受け取ります。
⑤投票用紙には候補者氏名または政黨名のいずれかを書いて投票箱へ入れてください。

表1 郵便等投票ができる方

障害等の区分	障害等の部位・程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸
	免疫機能、肝臓
戦傷病者手帳	両下肢、体幹
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓
介護保険の被保険者証	要介護状態区分

郵便等投票は、重度の障害がある方が郵便等で投票できる制度です。

市選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をしてもらうことができます。

郵便等で投票するには、「郵便等投票証明書」が必要です。「郵便等投票証明書」が郵便等で投票するには、新たに郵便等投票するには、希望する方は事前に申請を

身体が不自由な方の郵便等投票制度

表1 郵便等投票ができる方

障害等の区分	障害等の部位・程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸
戦傷病者手帳	両下肢、体幹
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓
介護保険の被保険者証	要介護状態区分

郵便等投票ができる方

障害等の区分	障害等の部位・程度
身体障害者手帳	部位の等級1級
戦傷病者手帳	特別項症～第2項症

早めに、市選挙管理委員会に郵送(郵便と信書便)で投票を希望する方は、おへご連絡ください。

書の交付は手続きに時間がかかるため、この制度の対象と思われる方で、新たに郵送(郵便と信書便)で投票を希望する方は、おへご連絡ください。



古紙Jリパ配合率70%再生紙を使用

石油系溶剤を含まないインキを使用

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。